

第11回口頭弁論 報告集会 プログラム

衆議院第二議員会館 第1会議室

2019年7月25日(木) 13:00～16:00

- | | | | | |
|---|-------------|--------|---------|-----|
| 1 | あいさつ(序章) | 代理人弁護士 | 寺井 | 一弘 |
| 2 | 第11回口頭弁論の報告 | | | |
| | 第1章 | 代理人弁護士 | 棚橋 | 桂介 |
| | 第2章 | 代理人弁護士 | 福田 | 護 |
| | 第3章 | 代理人弁護士 | 角田 | 由紀子 |
| | 第4章 | 代理人弁護士 | 古川(こがわ) | 健三 |
| | 第5章 | 代理人弁護士 | 伊藤 | 真 |
| | 終章 | 代理人弁護士 | 杉浦 | ひとみ |

※これからの裁判

国賠訴訟裁判 第12回期日 月 日() 【103号法廷】です。

※アピール活動を1時間前から地裁前で行いますので、ご参集ください。

差止訴訟裁判 第12回期日 10月30日(水) 14:00

<経過>

- | | | |
|-------------|--------|-----------|
| 9:30 | 裁判所前 | 広報 |
| 10:30 | 103号法廷 | 開廷 |
| 12:00 | 記者会見 | (司法記者クラブ) |
| 13:00～14:30 | 報告集会 | 衆議院第二議員会館 |
| 14:45～16:00 | 原告集会 | ※第17回読書会 |

序章 私たちはなぜ安保法制違憲訴訟を提起したか

弁護士 寺井 一 弘

私たち弁護団は最終準備書面を裁判所に提出しておりますが、本日はその書面の要約を簡潔に陳述させていただきます。

既にこの書面は裁判所にお届けしているのでお分かりかと思いますが、全体で650頁を超えるものとなっております。

実は私たちはこれでも少ないと考えています。それは本件訴訟がわが国の平和憲法と国柄が根本的に問われている事件であり、この書面に盛られている内容は国民市民の魂を込めた切実な訴えと願いが込められているからであります。

東京地方裁判所民事第1部のあなた方裁判官は、原告と代理人が申請していた証人8名の採用を全て拒否し、本日結審して近い時期に判決を下されようとしています。私たちは少なくともこの最終準備書面について時間を惜しむことなく、真摯に熟読されるよう強く要請させていただきます。

改めて説明するまでもないことかもしれませんが、私は意見陳述の冒頭にあたりまして、「安保法制違憲訴訟」をなにゆえに提起せざるを得なかったかについて一言申し上げます。

それは近代立憲史上にも例がない憲法破壊を強行した安倍政権による国のあり方を根本的に転換させる「改憲」を如何なる意味でも認めることができない、そして、この国の権力の暴走を止め、立憲主義、民主主義の危機について国家としての自己復元力を発揮するのは、三権の一翼を担う司法こそが行いうる立場にあるからです。司法が、一見して明白な違憲立法をこのまま看過するようなことがあれば民主主義国家の自殺を意味するのであり、この平和憲法そのものの破壊を座視するようなことがあれば、到底民主国家における司法とは呼べない、そう確信するからに他なりません。

長崎違憲訴訟の原告代表をつとめておられた谷口稜嘩さんは2015年8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において次のように述べられていました。「戦後、日本は再び戦争はしない、武器は持たないと世界に公約した『憲法』が制定されました。しかし、いま集团的自衛権の行使容認を押しつけ、憲法改正を押し進め、戦争中の時代に逆戻りしようとしています。政府が進めようとしている戦争につながる安保法制は、被爆者をはじめ平和を願う多くの人々が積み上げてきた核兵器廃絶の運動、思いを根底から覆そうとするもので、許すことはできません」。

その谷口さんは16歳で被爆されて全身にやけどを負い、「赤い背中の少年」と呼ばれ、全身をさらして原爆の非人間性と戦争の悲惨さを最期まで訴え続けられました。2017年8月30日に逝去されました。

同じく16歳で長崎原爆に被爆された90歳の平原ヨシ子さんは、昨年1月26日に東京地裁の原告としてこの法廷に出頭されて次のように訴えられました。

「原爆投下は爆心地の浦上で受けて、友人の黒田さんは亡くなりました。自分は喪失感の中で戦後を生きてきましたが、最近ほだんだん昔の臭いがしてきます。ああ、これは日本がひょっとしたら、戦争に巻き込まれていく時が来るのかもしれない、絶対に戦争だけはしてはいけないと思っています。」

戦争こそ何千万人を殺戮し、暴力や差別、そして言論弾圧を必然的かつ大量に生み出す最大の人権侵害であること、そして、日本国民が戦後70年間以上にわたって憲法9条のもとで「一人も殺さない、一人も殺されない」という国柄を堅持して戦争への道を食い止め続けてきたことを、私たちは決して忘れてはならず、私たちの提起した安保法制違憲訴訟はこの谷口さん、平原さんら新安保法制によって筆舌に尽し難い被害を受けた多くの人々の命をかけた思いと闘いを肝に銘じて展開されてきました。

東京大学の石川健治教授は「安倍政権のクーデターを完結するのは最高裁判所の合憲判決である」との指摘をされました。しかし、私たちは歴史的とも言えるこのクーデターを絶対に許さないという決意であります。

「過去に目を閉ざす者は現在においても盲目である」との言葉はドイツの元大統領ワイツェッカー氏の演説の一文であります。私たちが今、安保法制違憲訴訟を闘うことは、安倍政権の暴挙を「忘れない」、「許さない」ためのぎりぎりの使命であると考えてこの訴訟を提起しました。

日本国憲法は司法権の独立を明記し、司法に違憲立法審査権を与えました。人権を保障していくためには政治部門から独立した裁判所による公平な裁判が不可欠との考えから裁判所に「憲法の番人」としての役割を与えました。

しかし、戦後70年、日本国憲法のもとで司法の独立は何度も危機に瀕してきました。平和憲法を突き崩すためには政治が裁判所を抱き込むことが必要不可欠とされてきたのであります。とりわけ2015年に安保法制が強行採決されて国会成立して以来、この傾向

はますます強まっています。青井未帆学習院大学教授は沖縄の辺野古訴訟・福岡高裁判決に対して「政権への付度というよりも積極的に憲法を壊すことに加担したと評価されても仕方ない」と論じ、「裁判所が本件安保法制違憲訴訟において司法権に望まれる公正中立な役割を踏まえ、憲法破壊に加担することなく、法の支配の原則にのっとり判断をなされることを強く望みたい」と述べておられます。

私たちは北から南までの全国各地で25の「安保法制違憲訴訟」を提起してきましたが、その中で前橋地方裁判所では安倍第一次政権で内閣法制局長官をつとめられた宮崎礼壹氏ら3名を証人として採用し、先月の13日に宮崎元長官は「集団的自衛権の行使は憲法が容認する自衛の措置を超えるため憲法違反である」と断じられました。私は政権の中核におられた宮崎氏が安保法制の違憲性を明白に指摘されたことはきわめて重いものであると考えています。証人尋問は前橋に続いて横浜地裁、そして東京地裁民事10部の「女の会」の違憲訴訟でも実現されることになっております。

憲法を蹂躪して行政と立法が暴走するとき、それを抑止するのは司法をおいてほかになく、今こそ司法が、三権分立の本来的使命を発揮して、この国の岐路を転轍する役割を果たすべきだと考えています。司法は、わが国に法の支配と立憲主義、そして平和主義を回復させる負託に応えなければならない責務があることを心から訴えて私の意見陳述とさせていただきます。

第1章 新安保法制法の内容とその違憲性

弁護士 棚橋 桂 介

原告代理人の棚橋から、最終準備書面第1章について意見を陳述いたします。

時間も限られておりますので、集団的自衛権容認・行使の違憲性について中心に申し上げます。

1 集団的自衛権容認・行使の違憲性

従来政府の憲法9条の解釈の基本は、①自衛隊は、外国から武力攻撃を受けた場合に、これを排除して国民を守るための必要最小限度の実力組織であるから、9条2項で持たないとされている「戦力」には当たらない、②したがって、自衛隊が実力を行使できるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合に限り、集団的自衛権などに基づいて海外で武力の行使をすることは許されない、この2点に集約されてきました。

そして、これを前提として、政府は、自衛隊の武力行使が許されるのは、自衛権発動の3要件（①我が国

に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）を満たす場合に限り、とされてきました。これらの要件のうち、最も重要であり、実際に武力行使の歯止めとして機能すると考えられてきたのは、我が国が武力攻撃を受けるのではない限り、我が国から外国等に対して武力行使をすることはしないという①の要件でした。その上で、③の要件（必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）によって、自衛行動の限界が画され、自衛隊の実力行使は、常に相手方からの我が国に対する武力攻撃を受けて開始される受動的なものであり、かつ、その行動範囲が基本的には我が国の領域内にとどまらなければならないとされ、このことが、専守防衛とか、海外派兵は禁止されているという言葉で表現されてきました。

ここで、集団的自衛権という言葉の意味について再度確認しておきます。集団的自衛権は、ある国と密接な関係にある他国が武力攻撃を別の国から受けたときに、自分自身は直接攻撃されていないが、その他国に加えられた攻撃を武力をもって排除するという、国際法上認められた地位・権利と解されています。要するに、他国からの武力攻撃に対して自国を防衛する権利ではなく、他国を防衛する権利です。

集団的自衛権については、政府は一貫して憲法9条の下ではこの集団的自衛権の行使が許されないとしてきました。その理由は、1972（昭和47）年の政府見解（「集団的自衛権と憲法との関係について」。以下「昭和47年政府見解」といいます。）等に端的に示されていますが、憲法9条の下で例外的に容認される武力行使は、外部からの武力攻撃によって国民の生命等が危険にさらされた場合にこれを排除するためのものに限られるが、我が国以外の第三国に別の国から武力攻撃が加えられても、これによって我が国の国民全体の生命等に危険が及ぶことはあり得ないから、集団的自衛権に基づく武力の行使が、この例外的な武力行使の中に含まれる余地はないということです。我が国の（個別的）自衛権の行使は、武力攻撃から我が国や国民を守るための措置であり、したがって我が国に対する武力攻撃の発生をその発動の要件とするのに対して、集団的自衛権は、我が国に対する武力攻撃が発生しておらず、国民や国の存立が直接危険にさらされていない状況下での武力行使である点において、個別的自衛権とは決定的にその性格を異にするものであり、憲法上許されないというのが、歴代の政府によって繰り返し繰り返し表明され、国会の議論の中で積み上げられてきた、確立した解釈でした。

このことについて、宮崎礼壹・元内閣法制局長官は、前橋地裁における証人尋問において以下のように述べられました。「これは従来の政府が何度か集団的自衛権は違憲だと言いましたよというだけにとどまらないんですね。それは国会で質問され、国会の中で述べている見解なんです。しかも、それは、例えば防衛予算を通してくださいという立場のときに、あるいは防衛二法だとか、あるいはPKO法以降であれば毎年のように出た自衛隊の海外における活動を根拠付ける新しい法律、こういうものを通してくださいというふうに国会に提出したときに、国会において、これは集団的自衛権に当たるんじゃないかという議論が必ず出たわけです。それは具体的に抽象的にも、そういう議論がされれば答えざるを得ません。そういうときに、政府としては、これは集団的自衛権を行使するというものに当たるものじゃありませんと、したがってご了解くださいということで、もし集団的自衛権行使に当たるのであれば違憲であるからできませんけれどもということの説明、約束して、防衛予算あるいは防衛関係の諸法律というものを手に入れてきた。そういうものを調達してきたわけです。集団的自衛権の行使は違憲だというのは、単にある解釈というにとどまらなくて、国会もそれをそうかということで予算を承認し、法律を成立させてきたわけですから、政府も国会も一緒になって、日本国国家として、憲法9条の下では集団的自衛権の行使はできないという道を実践してきたわけですね。憲法実践、国家実践として集団的自衛権の否定ということをしてきたわけで、単に答弁したことがあるということではないということをよく御理解いただきたいと思うわけです。」

憲法9条の明文規定との関係では、我が国を武力で侵略する国があった場合に、これを、飛んでくる火の粉を振り払うという意味での最小限の実力ないし武力を使って振り払うということについては、国際紛争を解決するということに至らないと解する余地があり、従って専守防衛の範囲にとどまる個別的自衛権については憲法9条1項の下でも認められると考えることができますが、集団的自衛権の行使は、他国に加えられた武力攻撃を、出て行って武力で解決をするということですから、端的に言って国際紛争を解決するための武力行使にほかならず、憲法9条1項に反することは明白です。そして、憲法9条2項との関係では、自衛隊は同項が禁じる戦力にあたるのではないかということに対する政府の一貫した見解は、飛んでくる火の粉を振り払うための必要最小限度の実力の行使はで

きるようになっており、自衛隊はそのための実力を保持するということをやっているだけなので、戦力にはあたらないというものでしたが、集団的自衛権の行使というのは、同盟国に加えられた武力攻撃と一緒に排除するというものですから、現実の国際間における武力紛争を鎮圧するだけの効果があるものでなければ話にならないわけで、そのようなものが戦力に当たらないということはあり得ず、憲法9条2項に反することも明白です。

ところが、政府は、2014年7月1日の閣議決定（7・1閣議決定）で、昭和47年政府見解の論理を踏襲するしつつ、結論部分を180度変更して、集団的自衛権の行使を容認しました。これは、もともと憲法9条の存在にも拘わらず個別的自衛権の行使だけが許されることの根拠であった昭和47年政府見解の一部をもってきて、個別的自衛権とは本質を全く異にする集団的自衛権、要するに他国を防衛する権利の行使が許される根拠としたものであって、牽強付会と言わざるを得ません。宮崎証言も、昭和47年政府見解が最小限の武力行使が可能となる事態として掲げる「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」事態について、「外国の武力攻撃によって」というのは、外国の我が国に対する武力攻撃によってということ以外の何ものでもない」と述べています。横畠裕介・内閣法制局長官が、昭和47年政府見解による「外国の武力攻撃」という部分は、必ずしも我が国に対するものに限定されていない」と答弁したことについても、宮崎証言は、次のように述べています。「どうしてそういう答弁をされたか、極めて不可解なんです。昭和47年見解の外国の武力攻撃によってというのは、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるということにつながっていくわけですね。そこにある幸福追求の権利というのは、憲法13条の言葉なわけですね。したがって、国民というのは日本国民を指しているわけです。そのところは現政府の幹部の人たちも認めるわけですね、国民というのは日本国民だということは、それはそうですということなんです。そうすると、論理からして、外国の武力攻撃により国民のということであれば、外国の我が国に対する武力攻撃によりということと言わなくてはならないんじゃないでしょうか。また、47年見解の全体の趣旨なり結論を見ましても、集団的自衛権というのは他国防衛なのだから9条の下では無理なんだという結論が書いてございましたね。

もし外国の武力攻撃という中に他国に対する武力攻撃というものも入るんだとすると、あとの説明はもっと別の説明にならなきゃおかしいわけで、論理的にも、結論から見ても、また、先ほど申し上げたように、この47年見解が出る前の国会の議論なりそこでの法制局長官や一部長の答弁の内容から見ても、外国の武力攻撃によりというのは我が国に対するということ以外の何ものでもなかったと。だから、どういうつもりでおっしゃっているのか知りませんが、そこは事実全く反するし、私は、言わば証人として、そういうような理解を法制局なりかつての政府はしたことがないと申し上げます。」

このように、政府は、憲法9条の明文規定に反し、永年の政府解釈あるいは国会の議論で積み重ねられてきた憲法実践、国家実践に反して、集団的自衛権の行使を容認したのです。

この政府の新たな解釈によって、これまで「自衛権発動の3要件」とされていたものが、「武力の行使の3要件」（新3要件）に置き換えられることになりました。その内容は、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、です。

この新3要件が、極めて曖昧で歯止めとしての役割を果たし得ないことについては、新安保法制法の国会での議論の序盤において、政府が、ホルムズ海峡で機雷が敷設され、それをどかさないと世界的に石油供給不足になって我が国も大変な目に遭うということも、存立危機事態に当たりうると答弁し、内閣総理大臣自身が、経済的影響でも存立危機事態になるということを述べていることからして、明白と言わざるを得ません。

2014年7月の外務大臣の答弁も、「日米同盟に基づく米軍の存在及び活動、これが我が国の平和と安全を維持する上で死活的に重要である……その米国に対する武力攻撃は、これは当然、我が国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃になるわけですので、これは三原則に当てはまる可能性が高い」となっており、米軍に対する攻撃があった場合にはおよそ存立危機事態に当たることが多いという内容の答弁がなされています。これは、新3要件の無限定性を端的に

表しています。

さらに、そもそも武力攻撃が発生したかどうかという点もかなり微妙な問題であり、我が国と密接な関係にある他国に対する言わば急迫不正の攻撃としての武力攻撃が発生したということの判断を我が国が主体的にできるのか、他に適当な手段がないかどうか、実力行使が必要最小限度にとどまっているかそれを超えたかという判断も、我が国が主体的に判断できるのかという問題があります。集団的自衛権の場合、主人公は、武力攻撃を受けた米国その他の我が国に対し集団的自衛権行使の要請をしてきた国であって、その国が武力による反撃が必要と判断して話が始まるのですから、武力行使による以外に方法がないのかどうかとか、その判断が依然維持されるべきか否かの判断は、もっぱら当該被攻撃国が行う事項に属するのであって、我が国が途中で「存立危機事態」要件が消滅したとして戦線を離脱しようと考えたとしても、当該「我が国と密接な関係にある国」がそれを了解するとは考えられませんし、またいったん手を出した以上、途中で自分だけやめたといっても、「敵」が許してくれるはずがありません。

このように、新3要件は、極めて曖昧で歯止めとしての役割を果たし得ず、その建付は致命的なまでに不明確で、大きな混乱をもたらすものです。

以上述べてきましたように、集団的自衛権の行使を容認した新安保法制法は、憲法9条の明文規定に反し、永年の政府解釈あるいは国会の議論で積み重ねられてきた憲法実践、国家実践に反し、新3要件が極めて曖昧で混乱を招き憲法9条の求めているものに反するため、憲法9条に一見して明白に違反するものであると断じざるを得ません。

2 後方支援活動等の違憲性

時間が押しておりますので、ここからは各項目の触りだけ申し上げます。

ここで問題となるのは、重要影響事態法における後方支援活動及び搜索救助活動並びに国際平和支援法における協力支援活動及び搜索救助活動で、これらの活動を合わせて「後方支援活動等」といいます。これら後方支援活動等は、武力の行使をしている米軍等外国軍隊に対する支援活動であり、自衛隊による物品・役務の提供が活動の中心をなすわけですが、後方支援活動等が外国軍隊の武力行使と一体化しないか、自衛隊員が武力の行使の当事者になる危険がないかが問題の核心です。

新安保法制法下における重要影響事態法及び国際平和支援法では、後方支援活動等の対象範囲及び活動内容が大きく拡大し、外国軍隊が武力の行使をしている戦闘現場のごく近くであっても、現に戦闘行為がそこで行われていなければ、弾薬の提供や攻撃に飛び立とうとする戦闘機・爆撃機の整備や給油までできるようになりました。戦闘現場に近い場所での物品・役務の提供は、それだけ、外国軍隊の武力の行使に役立ち、武力の行使に密接な行為となるわけで、言い換えれば、自衛隊は、非常に危険な場所、立場で活動を行うこととなります。

戦争下では補給路を断つことが相手の戦力を削ぐもっとも効果的な手段であり、兵站のうちの弾薬の提供や発進準備中の航空機に対する給油・整備活動は戦闘行為の不可欠な要素であり、むしろその一環です。まして、それを戦闘行為が行われている現場の隣接地で行うことまで認めれば、質的にも地理的にも他国の武力行使と一体となります。重要影響事態法及び国際平和支援法は、それらを自衛隊が行えるとするものであり、自ら戦闘行為そのものを行っていないとしても、そのような活動を行うことは、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受け、それが軍事行動に当たることは明らかです。従って、重要影響事態法及び国際平和支援法は、武力行使にあたる後方支援活動等を認めるものであり、武力の行使を禁じる憲法9条1項に反し違憲というほかありません。

3 PKOの新任務及び武器使用拡大とその違憲性

改正PKO協力法では、①自衛隊の部隊等は、「国際連合平和維持活動」のみならず、国連が統括しない有志連合による「国際連携平和安全活動」への参加も可能となり、②かつ、そのいずれの活動においても、これまで憲法9条の解釈上、「武力の行使」にあたる危険があるものとして認めてこなかった「安全確保業務」や「駆け付け警護」等を、実施対象としての国際平和協力業務として認め、③さらに、いわゆる任務遂行のための武器の使用等を可能にするなど武器使用権限を大きく拡大しています。

安全確保業務や駆け付け警護は、その本質として必然的に強力な武器使用を伴います。すなわち、安全確保業務は、住民等の生命、身体及び財産に対する危害の防止や特定の地域の警備等を内容とするのであるから、住民保護等の目的を達成するためには、敵対勢力の妨害を排除してこれらの任務を遂行するために強力

な武器使用が不可欠です。また、駆け付け警護は、PKO活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害・危害を排除し、武装勢力等からの保護・救出等を行うわけですから、武装勢力等の抵抗を克服するだけの強力な武器使用権限を伴わないことには任務の遂行はできません。そして、その自衛隊の任務の遂行に対して相手方が反撃してくれば、そこに戦闘行為が発生することは避けられません。このような武器の使用は、憲法9条で禁止された武力の行使に当たるといふ疑いを否定することができません。特に、現在の国連PKOが、かつてのような停戦監視を任務とするものではなく、住民保護という任務のために武力の行使が認められた紛争主体であることを踏まえれば、安全確保業務や駆け付け警護は、武装勢力等との武力衝突を招き、さらに武力の行使へと発展する可能性が極めて高く、このような建付になっている改正PKO協力法は、武力の行使を禁じる憲法9条1項に明らかに違反するものと言わざるを得ません。

宿营地共同防護のための武器使用については、自己保存のための武器使用と位置づけられていますが、実際には、複数の国の部隊が共にする宿营地に攻撃があった場合に、共同して反撃することを認めるものです。その宿营地の防護活動は、国連PKOの統一的な指示の下に行われ、共に防護に当たる他国の部隊はれっきとした軍隊です。そして、他国の部隊は武力の行使をするのであり、それと共同して反撃する自衛隊だけが、武力の行使ではなく自衛官の自己保存のための武器使用を行うのだなどという区別は、そもそも不可能です。その武器使用は、共同して反撃する自衛隊員はもとより、他国の要員をも、お互いに守り合うものになることは当然です。宿营地共同防護のための武器使用は、第三者を防護するための武器使用であるとともに、他国の軍隊である部隊とともに武力の行使を行うものにならざるを得ません。従って、宿营地共同防護のための武器使用は、武力の行使を禁じる憲法9条1項に反するものと言うほかありません。

4 米軍等の武器等防護とその違憲性

新安保法制法によって新設された自衛隊法95条の2は、自衛隊の武器等防護のために自衛官の武器使用権限を定めた同法95条の適用場面を拡張し、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用を認めるものです。そして、運用指針では、米軍等の武器等を「我が国の防衛力を構

成する重要な物的手段に相当するものと評価できるもの」とし、これを「武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである」としています。また、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く」と規定されているから、米軍等の武力の行使と一体化したり、戦闘行為に発展したりすることもないとも説明しています。

従来自衛隊法95条で規定されていた自衛隊自身の武器等防護は、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊や奪取から防護するための極めて受動的・限定的な必要最小限のものとして例外的に認められてきたもので、適用範囲は狭く捉えられており、「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為に対処するため」、武器等の退避によっても防護が不可能であること（事前回避義務）、武器等が破壊されたり相手が逃走した場合には武器使用ができなくなること（事後追撃禁止）など、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の使用のみが許されるものとされてきました。

ところが、自衛隊法95条の2は、米軍等の武器等が我が国の防衛力を構成する重要な物的手段だとの評価を前提としており、このような評価には重大な疑問があること、自衛隊、自衛官による防護は容易に違憲の武力行使に至るおそれがあり、米軍等の武力の行使と一体化したり戦闘行為に発展したりすることはないとの政府の説明が現実にはあり得ないものであることが、多くの専門家から指摘されています。このような行為を規定した自衛隊法95条の2が憲法9条1項に違反するものであることはあまりにも明白です。

以上のとおり、新安保法制法が憲法9条に一見明白に違反することについては、疑義を容れる余地など全くありません。裁判所におかれては、個々の原告の損害を検討するにあたって、新安保法制法は一見して明白に違憲であるという厳然たる事実を直視し、この事実を踏まえてご判断いただくことを切に願います。

第2章 新安保法制法の制定・適用の現実的危険性 弁護士 福田 護

私からは、最終準備書面第2章に関し、新安保法制法の下で、日本が集団的自衛権の行使その他の武力の行使に至る危険、そして日本国及び日本人がテロの攻撃を受ける危険の客観的現実性について述べます。こ

れらは、本件において原告らが訴える戦争やテロの危険、それに対する脅威・不安などの精神的苦痛の客観的妥当根拠を示すものにほかなりません。

1 新防衛計画大綱の攻撃的性格と空母の保有

(1) 昨年12月18日、政府は、新たな防衛計画の大綱(新防衛大綱)と中期防衛力整備計画(新中期防)を決定すると同時に、F35戦闘機105機を追加購入して合計147機を導入すること、そのうち42機は短距離離陸・垂直着陸が可能なF35Bとすることを決定しました。

そしてこの新防衛計画等によって、日本最大のヘリ空母型護衛艦「いずも」や「かが」を改修してF35Bの離着陸ができるようにすること、すなわち事実上の戦闘機用空母を日本が保有することが決定されました。これは、「攻撃型空母を保有することは許されない」という従来の政府の憲法解釈を逸脱し、明らかに「専守防衛」原則に反するものです。

同時に新防衛大綱・新中期防では「スタンド・オフ防衛能力」の獲得が必要だとして、「スタンド・オフ・ミサイル」つまり相手方の脅威圏の外から対処可能な長距離ミサイルを導入することが決定されましたが、これは、安全圏から大陸内部等の敵基地を攻撃する能力を獲得しようとするものにほかなりません。しかも、この長距離巡航ミサイルをステルス性能を具備した戦闘機F35に搭載すれば、敵のレーダーに捕捉されることなく、さらに奥地まで攻撃できることになります。

これによって日本は、改修した「いずも」や「かが」に、長距離巡航ミサイルを装備したF35Bを搭載して、東シナ海・南シナ海はもとより中近東の海域にまで、戦闘攻撃機部隊を展開することができるようになります。

(2) さらに、本件で証人尋問の申請をし採用に至らなかった半田滋氏(東京新聞編集兼論説委員)は、防衛省が「米軍の後方支援実施」を目的とした「いずも」型護衛艦の「能力向上に関する調査研究」を行っており、そこでは米軍のF35Bを搭載して運用する方法が模索されていることを指摘しています(『安保体制下で進む!先制攻撃できる自衛隊』あけび書房2019年p75~76)。そして同氏は、去る6月13日前橋地裁における安保法制違憲訴訟(前橋地裁平成29年(ワ)第157号ほか)の証人として証言したのですが(甲E14)、そこでは、改修された「いずも」が中東などへのアメリカの遠征打撃群の一員として投入され、戦地へ攻撃に向かうアメリカのF35Bのプラットホームとして使われることまで想定され

ることが述べられました。また、同様のことが、重要影響事態法や国際平和支援法における後方支援活動等の物品・役務の提供として、すなわち新安保法制によって新たに可能とされた「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する整備・給油」としてできるようになることが指摘されました。まさに日米合同軍の完成となります。

2 アメリカの戦争への参加を拒否する拠り所の喪失

いま現在、イランをめぐる極めて不穏な国際情勢があります。日本も、アメリカが主導する有志連合への参加を求められています。

以前なら、日本は憲法9条に基づいて、集団的自衛権は行使できない、海外派兵はできない、日本周辺地域以外では後方支援活動はできないと、そう断る根拠がありました。ところが新安保法制は、その「戦争をしない拠り所」をみずから投げ捨ててしまいました。日本がアメリカの戦争に踏み込んで行く危険を、思わざるを得ないのです。

日本はこれまで、第二次世界大戦後も世界のどこかで絶えず戦争をし続けてきたアメリカの戦争に、反対したことはありません。しかしその戦争に、日本が当事者として参加したこともありませんでした。そして1人の国民も、また自衛隊員も、戦闘行為による犠牲になることがありませんでした。

それは憲法9条が、他国のために戦争をすることを禁じ、海外で武力の行使をすることを禁じてきたからでした。アメリカから自衛隊派遣の強い要求を受けながら、湾岸戦争でも、アフガン戦争でも、またイラク戦争でも、日本は直接の戦争国になることをかろうじて回避してきました。憲法9条が戦争の防波堤になっていたのです。

ところがいま、新安保法制の下で、これらの最低限の安全弁が取り払われてしまいました。アメリカの戦争に自衛隊が参加や支援を求められた場合、日本がこれを断る法的根拠がなくなってしまったのです。自衛隊は、海外での武力の行使に直面する危険にさらされることとなります。

3 新安保法制法のこれまでの適用と危険な現実

新安保法制法の適用が始まって3年、すでにこれまでに、日本はアメリカと一体となって他国との軍事的対立関係に入り、あるいは自衛隊員が戦闘行為の危険にさらされる事態が、現に生じています。

南スーダンPKOでは、2016年7月当時、大統

領派と反大統領派の戦闘が繰り返されていて、首都ジュバで数日間に300人以上もの死者が発生するような状況でした。そこでは、PKO参加5原則の「停戦合意」という条件などとうに失われていましたし、自衛隊宿営地の頭越しに、大統領派と反大統領派の銃撃戦・砲撃戦が繰り返されていたのです。そんなところに、「戦闘」ではなく「衝突」だと言葉を取り繕い、駆け付け警護という危険な新任務を付与し、外国軍隊との宿営地共同防護のための武器使用も認めて、自衛隊の部隊を送り込んだというのは、余りにも危険な法適用であったと言わなければなりません。

また、核開発とミサイル発射をめぐる極めて極度に緊張が高まった米朝関係のさなかの2017年5月、日本海に展開するアメリカの空母艦隊の補給に向かおうとする米軍補給艦を自衛艦「いずも」等が警護して、日本は米朝の軍事的対立の当事者としての立場に組み込まれました。北朝鮮はこのとき、「日本が真っ先に放射能の雲で覆われる」等と警告しています。なお、この武器等防護の実施について、先述の半田滋証人は、「いずも」は対潜水艦戦に最も強い護衛艦であり、太平洋側で起こりうる北朝鮮の攻撃を潜水艦によるものと想定し、米艦艇を守るという具体的、現実的な選択であったことを指摘しています。

4 米軍と自衛隊の一体化の危険

(1) 新安保法制法に先だって2015年4月27日に合意された日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)は、「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域」を対象に、「グローバルな性質」を有する「日米同盟」の果たすべき役割の重要性を強調し、日米の軍事的緊密化・共同化を強力に進めようとするものです。

そのために、平時から緊急事態までの「同盟調整メカニズム」を設置し、また緊急事態に対処するための「共同計画策定メカニズム」を設置する等とし、新安保法制法に対応して、平時ないしグレーゾーン、重要影響事態、存立危機事態、国際平和共同対処事態等に対する日米共同の対処を定めました。また、在日米軍基地及び自衛隊基地の共同使用の推進等も掲げています。

そして、この新ガイドラインと新安保法制法の下で日米の軍事・防衛協力体制を具体化するために策定されたものとして、先に述べた新防衛大綱と新中期防を位置づけることができます。しかも、これまで日本の防衛政策に大きな影響を及ぼしてきたアーミテージレポートの第4弾が2018年10月に発表され、そこ

では、日本にある基地全体の日米共同化や、日米の統合任務部隊の創設などまでが提唱されています。

(2)そしてこの間、実際に米軍と自衛隊の緊密な連携、共同訓練の強化・拡大など、その共同化・一体化が、現実に進んでいます。

例えば、アメリカの南シナ海における「航行の自由作戦」に足並みを揃えるように、海上自衛隊が南シナ海で対潜水艦戦訓練を実施したり、新ガイドラインに基づく共同計画策定メカニズムによって、尖閣諸島侵攻を念頭に置いた日米の対中国共同作戦計画の策定が進められるなど、これまでとは次元を異にする、アメリカと一体となって戦える自衛隊の体勢が構築されつつあるのです。

米軍と自衛隊を比べれば、その規模、体制、装備、情報、研究その他、あらゆる分野でアメリカの軍事力は圧倒的です。その下での組織上、運用上の一体化が進めば、自衛隊は限りなく米軍のシステムの中に呑み込まれ、その一構成部分にすぎない存在になりかねません。そのとき、憲法9条の歯止めも失った日本が、日米同盟関係の中でいかなる危険な立場に置かれることになるのか、私たちは今、立ち止まって冷静に見極めなければならないところに来ているのではないのでしょうか。

5 アメリカへの追従とテロの危険

現在の中東には、アルカイダやタリバン、ISのようなテロ組織が跋扈していますが、これらの多くは、反米抵抗運動の中から生まれて拡大してきたものです。この反米抵抗運動は、1990年代以降のアメリカの戦争が引き起こしたものであり、とりわけイラク戦争は民間人に膨大な犠牲者を生み、この凄惨な戦争の結果、市民の憎悪がアメリカに向けられ、イスラム社会全体に反米感情が広がって、それがテロの温床となっています。特に近時は、OECD諸国に対するテロとその犠牲者が顕著に増大しています。ですから、日本が国際軍事情勢の中でアメリカと共同・一体化を進めれば進めるほど、日本と日本人もテロ攻撃の対象とされ、テロの恐怖にさらされることとなります。

2015年1月パリで16人が殺害された衝撃的なシャルリー・エブド事件が発生し、その衝撃がさめやらぬ同年11月のパリ同時多発テロでは130人が死亡し、負傷者は350人に上りました。その後、フロリダ州オーランドのナイトクラブ銃乱射事件(49人死亡)、ニースのトラック暴走事件(84人死亡)、マンチェスターのコンサート会場自爆事件(22人死亡)

など、悲惨なテロが相次いでいます。2016年7月のバングラデシュ・ダッカのレストラン襲撃事件では、日本人7人を含む20人が殺害されましたが、この事件では日本人もテロの対象とされていることが明らかになりました。

この間、米軍等はイラクやシリアのISの拠点を武力で制圧し、2018年12月にはトランプ大統領がISとの戦いに勝利したと宣言しましたが、その後もISやその影響を受けた勢力と思われる者によるテロは跡を絶ちません。今年1月にはシリア北部のマンビジュで19人が死亡する自爆テロ事件が発生したほか、3月にはニュージーランドのクライストチャーチで50人が死亡する銃乱射事件、4月にはスリランカで290人が死亡する同時自爆テロが発生しています。

新安保法制法によって改正されたPKO協力法は国連が統括しない「国際連携平和安全活動」を新たに可能とし、2019年4月、政府はエジプト・シナイ半島で活動する多国籍軍・監視団(MFO)の司令部要員として陸上自衛官2名を派遣しました。しかしこのシナイ半島では、ISの影響下にあるとみられるグループによるテロ事件が頻発しており、アメリカが主導するこのMFOへの自衛隊の参加は、日本に対するテロを増幅させかねません。

新安保法制法の制定・施行によって、日本がアメリカの軍事戦略に追従し、また軍事的な共同・一体化が進められることを通じて、日本と日本人に対するテロの危険が増大してきていることは明らかです。

6 不穏なイラン情勢

2018年5月アメリカのトランプ大統領は、いわゆる「イラン核合意」からの離脱を表明し、イランに対する経済制裁等を発動するに至り、イランの核開発をめぐる緊張が一気に高まっています。

そして去る6月13日、安倍首相がイランを訪れ大統領等と会談を重ねていたちょうどそのときに、オマーン湾でノルウェーと日本のタンカーが何者かによる攻撃を受けるといふ事態が発生しました。アメリカはただちにこれをイランの犯行だと断定して対立緊張関係が先鋭化していたところへ、6月20日イランによる米軍の無人機グローバルホーク撃墜事件が発生しました。これに対しトランプ大統領は、一旦イランの軍事施設などに報復攻撃を開始することを決定したものの、攻撃開始の10分前に攻撃を撤回したと報じられています。そしてその後アメリカは、ホルムズ海峡

等の航行の自由を確保するための有志連合の結成を目指す方針を明らかにし、日本に対しても参加を呼びかけているといえます。

この先、どのような展開になるかは、現在不明であり、憶測は避けなければなりません。先に述べたように、新安保法制法を制定し、新ガイドラインを合意した日本は、かつてのように、憲法9条を根拠に、集団的自衛権の行使はできない等として、アメリカの要請を法的に断る根拠を失っていることは、事実として明らかです。この国は、大きな試練に直面しかねないところに来ています。

7 結び

アメリカの存在と米軍のプレゼンスは日本にとって死活的であるとする政権の下で、アメリカが攻撃を受ければ日本の存立危機事態に該当するとされています。また、日本の海運会社所有のタンカーへの攻撃は「我が国の平和と安全を脅かす重大な出来事」だとも官邸から表明されています。

新安保法制法の下では、国際的な武力紛争は、日本にとっての存立危機事態、重要影響事態だとして、あるいは国際平和共同対処事態、さらには武器等防護を発動すべき事態だとして、自衛隊の派遣とその武力行使の危険に直結しかねません。そして出動した自衛隊員にひとたび死傷者が生じ、あるいは自衛隊員が相手を殺傷するような事態が生じた場合、この国は後戻りのできない地点へと足を踏み入れる危険を思わざるを得ません。

日本国憲法の下、司法は、新安保法制法の適用の危険からこの国と国民・市民を守らなければならない責務を負っていると考えます。

第3章 新安保法制法により侵害された権利

弁護士 角田 由紀子

第3章について（以下の通り）意見を述べます。

第3章は、新安保法制法によって侵害された原告らの具体的権利とその侵害による被害について、原告らによる陳述書をはじめ、多数の書証及び10名の原告について実施された原告本人尋問の結果を踏まえつつ、詳しく論じております。この章だけでも110頁余りにわたるものです。本日、ここで述べるものは、そのエッセンスでしかありません。

原告らは、侵害された権利は、平和的生存権であり、人格権であり、憲法改正・決定権であると主張してきました。被告は、原告らの述べることは、そもそも国家賠

償法の救済の対象にはならず、漠たる不安に過ぎないと切って捨ててきました。しかし、原告らは、そのさまざまな人生の歴史と経験から、いずれも原告は具体的に賠償をされるべき被害・損害を被ってきており、現実の苦痛を受けていることを、侵害された三つの権利に従って、その苦痛、恐怖の実態を述べてきており、本法廷でそれらは立証されたと確信しております。

本訴訟における原告数は、最終的には1554名であります。これらの多くの原告らが、単に漠たる不安を訴えるために結集したということは、あまりにも非現実的な見方であり、現実の被害から目をそらすものです。原告らは、それぞれの置かれた現実の中で、居てもたってもいられない気持ちに駆られて、この裁判に馳せ参じたものであります。提訴から3年余が経ちましたが、原告らは新安保法制法が着々と実施に移されていく日々の中に身を置き、それぞれの身に降りかかった被害が積み重なる事実、言葉を失います。

まず、平和的生存権について述べます。被告は、平和的生存権はもとより、「平和」概念そのものについて、それが抽象的かつ不明確であると主張し続けました。平和は、アジア・太平洋戦争の惨禍と多大な人的・物的被害を経験させられた国民および市民にとって現実的な意味を持つものであり、被告の主張は到底受け入れることができません。平和は、国家にとっても国民・市民にとっても、その存立ないし生存にかかわる非常に重要な価値であり、それゆえにこそ、多様な理解の仕方があり、その質と量が大きくて計量しがたいものであるにしても、平和概念そのものが不明確であるとは決して言えません。

例えば、自衛隊法3条1項にいう「我が国の平和と独立を守り」の文言が「平和」という概念が不明確であるから、自衛隊員が任務につけないと主張したら、国は一体どう対応するのでしょうか。憲法をはじめ、この国の法体系の下では、「平和」も「平和的生存権」もその意味は、日常語としてはもちろん、法律用語としても自明なものとして使用されてきているのは明らかです。平和的生存権は、核時代にあって、いわば自然権の本質をもつ基本的人権の一つであり、憲法前文、9条及び13条をはじめとする憲法3章の諸条項が複合して保障している人権の基底的権利であり、局面に応じて自由権、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利であります。それは人権として国との関係で機能するものであります。具体的には、国が憲法9条に違反する行為を行い、個人の生命、自由及び幸福追求権が侵害され又は侵害の危機に晒され、

恐怖を含む精神的な苦痛を被った場合は、(本件においては、) 損害賠償請求を認める根拠となるべきです。

次に、人格権であります。現代においては、人格権を根拠に法的救済を認められるべきであることには、学説及び判例に異論はありません。人格権は、「人間が人間であることからその存在を全うするために認められた権利である」との共通理解が憲法及び民法の分野において認められる基本的原理であります。すべての権利がそうであるように、権利は、社会と人間との関係によって生成発展するものでありますから、人格権も当然そのようなものとして理解されてきております。例えば、人格権における「平穏生活権」はそのよい例であります。社会の変化によって、人々が平穏に生活することが侵されそうになると、それから人々を守るために、それまではそこまで意識的に扱う必要がなかった平穏に生きる権利が、そのような「権利」として認識されてくるわけです。人格権は、社会の変化から人々が人間らしく生きることを保障する働きを担うものとなるのです。「人格権」は、状況の変化に応じて、人々が人間らしく生きることを保障する機能を持ったものとして、その内容をより豊かなものとしていきますが、その包み込む範囲は、それまでの学説・判例の到達したものに含まれるか、その延長線上にあり、合理的なものです。

本裁判に提出された憲法学者の志田意見書及び民法学者の木村意見書から明らかになったことは、原告らが新安保法制法によって侵害されたと訴えていることは、被告の言うように「漠然とした不安」ではなく、原告らそれぞれの戦争の実体験や社会的知見、歴史への理解などから「ある結果を恐れるにつき相当の根拠が存在する、故に法的保護を要する具体的な被害である」というべきものであり、これについて、裁判所が立ち入った審理を行う必要があるということです。

本件原告らには、様々な形でアジア・太平洋戦争の被害を受けた人々がいます。その人たちが、今、新安保法制法によって改めて苦痛を受け、新しい恐怖を味あわされています。志田意見書が指摘するように、それらの苦痛や恐怖は、過去の経験の回想によるものではなく、それら記憶の底で鎮静化させられていたものが、再び蘇ってその再体験によって、今、改めて苦痛に苛まれているのです。国は、これらの原告らの現実の苦痛をも、「漠たる不安」と切り捨てていますが、それは事実を見誤っているのであって、現実に向かい合い被害の実態を認めることこそが、国が今行うべき

ことです。

人格権侵害とそれによる苦痛は、本来原告らの人権を守るべき立法府と行政府の行為によって引き起こされたものですから、被害はより深刻です。

平和的生存権及び人格権を侵害された原告たちは、その被害の実態を陳述書で切々とつづり、法廷でも自らの言葉で赤裸々に述べました。その陳述は真に迫るものであり、聞くものに多くの感動を与えました。それは、原告らの語ることが「漠たる不安」などではなく、人間の生きる真実を語り、聞くものの心に訴えかけるからであります。「漠たる不安」が人々の心に迫り、感動を呼び起こすことはありません。真実の発言であったからこそ、傍聴席からは期せずして拍手が沸き起こり、裁判所もそれをあえて制止しなかったことが一度ならずあったことを思い起こします。時間の関係で個々の原告らの述べた内容に触れることはできませんが、原告らは、今、自分の身に起きている侵害行為について述べたのです。

最後に憲法改正・決定権についてです。

憲法改正手続きが取られずに、従って、原告ら個人が本来であれば行うことができた憲法改正に対する意見表明や運動の機会さらには国民投票権の行使の機会を奪われ、そのまま違憲の閣議決定がなされ、新安保法制法が強行採決されたという極めて具体的な権利侵害がなされました。それらは多くの国民の目の前で行われた消しがたい衝撃的な事実です。

この衝撃的な事実によって多くの国民は自らの権利を侵害されたのです。その内容はそれぞれの原告たちが、あるいは陳述書で書き、あるいは法廷で原告本人として尋問に答えることで明らかにしました。原告らの多くは、自ら戦争を体験し、あるいは両親や祖父母から戦争の地獄の体験を語り継がれ、日本の侵略戦争の痛切な反省の上に立って、戦争を放棄し、戦力を持たないと世界に向かって宣言する平和憲法を何よりも誇りにし、日本は二度と戦争をしてはならない、そのためには憲法9条を守り通さねばならないと強く決意し、その確信に支えられてこれまでの人生を送ってきたのです。ですから、原告らは新安保法制法が国会に上程された以降は、国会前での集会に参加し、国会議員に要請するなど、可能な限りのあらゆることを行ってきました。原告らにとっては、それらの行動は自らの生き方を貫くために不可欠のものでした。原告らの思いは、陳述書で詳しく語られております。原告らはそれぞれの生活の中でさまざまにその意思を表明してきたのです。しかし、被告はそれらを一顧だにしませ

んでした。原告らの安保法制問題へのかかわり方は様々であっても、憲法9条の実質的な改変に対して、主権者としての自己決定権を行使したい、しなければならないという思いはみな共通なのです。それを立法と行政によって阻まれたことで原告たちは、怒り、憤り、焦燥感、絶望感等を訴えているのです。原告たちの中には、そのため、身体的な不調や苦痛を味わわされた人もおります。ある原告は、「憲法を改めるかどうかは、国民投票をとおして、私たち国民の意見によって決められると学んできました。国民投票の結果であれば、私の考えと違った結果であっても、受け入れられます。けれど、その正しい手続きなしに、戦争を放棄している日本が戦争に加担するような法律を政府と与党は決めてしまいました。将来の世代に、戦争をしない国を引き継ぎたいという自分の考えを、国民投票で行使することを奪われてしまったことは、とても理不尽で堪えがたい苦しみです。」と陳述書に書いております。これは他の原告とも共通するものであります。「日本が戦争のできる国に改変されてしまう」というもっとも恐れ否定していた事態を目の当たりにして、原告らが受けた主権者個人個人としての精神的苦痛は、なんとしても救済されねばなりません。

第4章 原告らの被害と損害の深刻性

弁護士 古川(こがわ) 健三

はじめに

第4章では、第3章の権利論を敷衍しつつ、さらに個別の原告の生の声を原告の類型ごとに示しました。ここでは180名を超える原告の陳述書の内容を踏まえて、原告らの訴えを俯瞰しています。原告らの個別の経験、立場や職業など、様々な個別の事情に即して、原告らが感じている、現実の危険、恐怖、苦悩、深刻な喪失感が、多くの声の中から浮かび上がります。これらは決して「漠たる不安」でもなければ「法的保護に値しない単なる焦燥感」などではありません。原告らの人生を賭けた、魂からの叫びです。

憲法研究者である青井未帆教授は、書籍「私たちは戦争を許さない」の解説のなかで次のように述べています。「原告らの主張には、純粋に私的な利益にとどまらない、自己の経験・体験に裏打ちされた高度の公的な利益に関する主張が含まれています。原告らは、日本国憲法に示されている『戦争を許さない』という日本国民のコミットメントに基づき、これを代表して、権力の暴走に異議を申し立てている者であると、私は理解しています」(甲B33、p197)と。また「居ても立っても居られず

に反対の声を上げた者、そして本件訴訟の原告らのように裁判所に訴えざるをえなかった人々にとって、この間の権力の暴走は、まさに身を切られるような痛みと苦しみをもたらしているのです。原告らの心の叫びは、自由侵害のおそれへの警鐘であり、私たちが決して忘れてはいけない悲しい出発点であることに、改めて思いをいたしたいと思います」(同、p200)とも。

原告らの主張に、青井教授が指摘する「高度の公的な利益に関する主張」が含まれていることは、多数の各界各層の人々が各々の立場、経験にもとづいて広く声を上げていることから理解されます。身を切られるような痛みと苦しみが、どの陳述書からもひしひしと伝わってきます。裁判所には、ぜひとも多数の陳述書の原文に直接あたっていただき、その行間に込められた原告一人一人の思いに接していただくことを、切に望みます。

個別の原告らの陳述書から

本日は類型ごとの原告らの陳述書のひとつひとつに触れる余裕はありません。

ここでは、戦争体験者の家族の陳述内容に触れたいと思います。戦後74年目を迎えようとするこの日本で、直接の戦争体験者は少なくなりつつあります。では戦争の傷跡はこの日本から消えたのでしょうか。私たちは戦争とは無縁の世界に生きているのでしょうか。それは断じて否であります。世界のどこかで戦争が起きている限りにおいて、私たちは決して戦争と無縁ではあり得ません。まして自らの父や母が先の戦争で、体と心に深い傷を負ったという間接的な体験は、原告ら自身の直接体験と重なり合い原告の人格を形成しています。特に、戦争での被害と加害を言葉少なく語る父母や祖父母の姿は、原告らの人格形成に強烈な影響を及ぼしています。

ある原告の父は、兵士として旧満州に行っていました。帰国後、夜中に大声を出して目覚める、そんな日々が続いていました。父は、中国人を縛って寒風の中にさらし、それを見張っていた、と告白したそうです。それ以上、殺戮に加担したなどと語ることはありませんでしたが、子どもたちには伝えられないようなこともあったのだろう、と原告は思わざるを得ません。そんな父を身近にみてきた原告にとって、父のような人間を作り出すことになる安保法制の成立は非常な苦痛なのです。

ある原告の父もやはり旧満州に出兵し、戦闘で負傷して帰国し、終戦を新潟の陸軍病院で迎えました。父

は戦地で負った傷により外傷性てんかんとなり、夜中に痙攣の発作を起こすと仕事ができない体になりました。原告の父は満州でどんな体験をしたか詳しく語ることはありませんでしたが、口癖のように「戦争はダメだ」「二度と行きたくない」と繰り返していました。原告は、父のような苦痛を後の世代に受けさせてはならないと、新安保法制の制定に強い危惧を覚え、苦痛を受けています。

ある原告の父は、戦時中に教師として作文教育をしたことを咎められて、3年半も投獄されていました。新安保法制の成立に、自由が奪われることに黙っているわけにはいかない、と陳述書を提出しています。

ある原告の父は、ガダルカナル島の激戦から奇跡の生還を遂げました。しかし出征前には優しくなっていた父は、帰国後ひどい酒乱となり、家族が反抗すると「戦争に行きゃあ分からあ」と叫び散らす日々でした。原告の母は幼い原告を抱きしめて家から逃げ出しては「川に飛び込んでも良いか」と原告に聞いたと言います。戦争は父の人格を破壊し、家族をも崩壊させました。自分が戦争に行っていないとしても原告もまた戦争により大きな被害を受けており、そのような立場からも新安保法制は絶対に容認することができないのです。

ある原告の両親は、旧満州開拓団の農民でした。国策によって旧満州に入植した農民たちは、1945年8月9日のソ連参戦、8月15日の敗戦により広大な極寒の地に置き去りにされ難民となりました。飢えと寒さと病気により多くの人々が倒れました。集団自決した人々も少なくありませんでした。原告の両親たちも、追い詰められてもはやこれまでと手りゅう弾を用意して自決しようとしていました。そのとき、当時生後数ヶ月だった原告の姉の笑顔がかるうじてそれを思い止まらせたのです。

「弾とれば 腕のみどりご 息冴ゆる 命の限り 生き延びよとや」

これは当時原告の父が詠んだ短歌です。しかし、生きるも地獄の極限状況に、原告の姉と二人の兄は次々と病に倒れ、日本に帰ることはできませんでした。原告の両親たちは、次々と亡くなっていく子どもたちや老人たちを弔う線香が足りず、1本の線香を何本にも折って弔ったそうです。原告が母の胎内に宿ったのはそんなときでした。原告は、亡き姉の微笑みがなければ、この世に存在していなかったのです。原告の命はこのように大きな犠牲の上になんとか繋がれてきたのです。新安保法制が制定された今、この命を後の世代に繋いでいくことができるのか、原告は大きな不安に

さいなまれています。

ほかにも多くの原告の魂からの声が多数寄せられています。もう一度繰り返しますが、ぜひとも原告の陳述書そのものを手にとって読んでいただきたい、原告の痛みに思いをいたしていただきたいと願います。

新安保法制が破壊したもの、原告らから奪ったものは何か

第4章を閉じるにあたって、新安保法制は原告らにどのような被害をもたらしたのかを総括しました。

まず第1に、原告らの生命、身体、財産の侵害とその危険性をもたらされました。新安保法制は、「集団的自衛権の行使」の名の下に、日本を再び戦争ができる国へと変容させました。戦争は究極の暴力であり、個人の生命、身体、財産に対する最大の侵害行為です。

戦争体験者は、自らの戦争体験を通じて、戦争は最大の暴力であり人権侵害であることを鋭く告発しているのです。原告らは、決して過去の歴史的事実として戦争体験を語っているわけではありません。暴力は日常の中に潜み、常に克服されなければなりません。原告らは「政府の行為によつて二度と戦争の惨禍が起ることのないやうに決意し」そのために「不断の努力」を重ねているのです。ところが新安保法制を制定した政府の行為は、憲法前文そして9条に真っ向から反するのです。このことが再び戦争の惨禍、生命、身体そして財産に対する大きな侵害とその危険性をもたらす、そのことを原告らは体験を通じて感じ、警鐘を鳴らしているのです。

新安保法制の制定は、暴力を容認し弱者を容赦なく切り捨てる社会の到来を告げるものでした。暴力を手段として敵にうち勝つことを目標とするのが戦争です。その中で個人の内面の優しさは無用のものとして切り捨てられ失われます。

2016年7月、相模原市で起きた障がい者らの刺殺事件は、社会を震撼させました。このことに言及して恐怖感を述べる原告は複数あります。それは、新安保法制法の根底にある、武力をもって紛争を解決しようとする思想が、「障がい者なんていなくなってしまう」と無差別に殺戮した殺人者の思想と通じ、ひいてはナチスドイツや戦前日本の恐怖社会を想起させたからです。障がい者に寄り添う原告、みずからや家族が障がいをかかえて生きている原告は、もっとも差別と暴力に鋭敏であり、誰よりも早く恐怖社会の到来を察知して警告しています。

新安保法制法の制定は、個人の権利と自由が大幅に制約され規制される監視社会の到来を告げるものでもあります。新安保法制と前後して、特定秘密保護法やいわゆる共謀罪など、個人の権利と自由の侵害を容易にする法律が次々と強行採決されました。このことは特に言論活動に関わるジャーナリストや教育研究者に大きな脅威をもたらしており、また宗教者らも大きな危惧を覚えています。

新安保法制の制定過程には議会制民主主義と立憲主義を根底から揺さぶるような重大な瑕疵がありました。日本国憲法は明治憲法の権威主義的要素を取り去って国民主権を謳い、個人の尊重と民主主義を新しい社会の基礎としました。原告らは日本国憲法の下、日本は議会制民主主義と立憲主義のもとで法的安定性をもつ、成熟した市民社会である、そう信じて生きて来ました。ところが2015年9月に国会で繰り広げられた光景は一体なんだったのでしょうか。国権の中心であるべきはずの場所で野蛮な人々が人間かまくらを作って怒号を交わしていたではありませんか。日本の立憲主義と法の支配を信じて疑わなかった原告らにとって、足元から地面が崩れ落ちていくような衝撃の場面でした。

この訴訟には、複数の元検察官、元裁判官も原告として参加しています。法の支配の実現を職業的使命として生きて来た法曹にとって、法の支配の機能しない社会、立法事実がなくても言った者勝ち、権力を取った者勝ち、都合の悪い事実には蓋をする、記録は残さない、廃棄、改ざんなんでもござれの社会は、到底容認することができないのです。法の支配の瓦解を検察官や裁判官が容認することは、まさしく自己否定以外の何物でもありません。そうして元検察官や元裁判官はこの訴訟の原告として立ったのです。

第5章 本件と司法判断のあり方

弁護士 伊藤 真

最終準備書面（準備書面16）の第5章 本件と司法判断のあり方について述べる。

1 立法不法行為の違法性

原告らは、国賠法上の違法性を検討するに当たり、相関関係論を考慮あるいは採用する判例を援用しつつ、職務行為基準説に立ったうえで相関関係論を採用することを主張しているが、判例においても相関関係論を排斥する判示は一切なく、原告らの主張は、判例の違法性判断枠組みに従ったものである。

これまでの判例は、具体的な公権力の行使について国賠法1条1項にいう違法性があったか否かは、当該公権力の行使について、公権力の主体がその行使に際して遵守すべき行為規範又は職務義務に違反したか否かという基準によって判断している。

この基準を前提にすれば、国会議員による新安保法制法の立法行為が国賠法1条1項の適用上違法と判断されるか否かは、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が、遵守すべき行為規範又は原告らに対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかによることになる。

この点、個々の国会議員が憲法を尊重し擁護すべき義務を負っている以上（憲法99条）、一見明白に憲法に違反する内容を持つ立法の制定行為は、遵守すべき行為規範又は国民に対する明確な職務義務違反と考えざるを得ない。国会議員が立法行為を行う際に、最も重視すべき行為規範は憲法であり、明白に憲法に違反するような内容を持つ立法の制定行為は、原告を含むところの主権者国民から憲法によって授權されている権限ではないからである。

では、新安保法制法の制定過程はどうだったであろうか。

元最高裁長官をはじめとして歴代内閣法制局長官、元裁判官、日弁連、憲法学者などの司法関係者のほとんどが、これら政府、国会の行為が違憲である、立憲主義に反すると指摘していた。にもかかわらず、国民が納得するような立法事実を提示しての十分な審議もなされず、新安保法制法を強引に成立させた行為は、明らかに国会議員として遵守すべき行為規範に違反し、憲法尊重擁護義務を負う国会議員の職務義務違反であるといわざるをえない。

よって、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が、遵守すべき行為規範又は原告らに対して負う職務上の法的義務に違反したという点において、その違法性は顕著であり明白である。

2 国賠法上保護される権利・利益

被告は、「原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」、「原告らが『人格権』の侵害の内容として述べるところは、……漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと、特に根拠、説明を示すこともなく断じ、原告らの主張自体失当であるとして、請求の棄却を求めている。

しかし、何らの基準や根拠もなく、これまで第3章、

第4章で論証してきたような原告らの主張する権利・利益を法的保護から安易に除外することは到底認められない。

本件原告らの受けている新安保法制法による前述のような個別具体的な戦争やテロについての不安・恐怖、人生の支えや平穏な生活の喪失、生涯をかけた活動・使命に対する妨害等は、個人の尊厳としての人格権の侵害そのものであり、これに対する本件賠償請求はまさに個人の尊厳を守るための訴えにほかならない。

特に人格権に基づく損害賠償請求に対し、安易に「法律上保護される利益」を否定することは、今日において不法行為法が果たすべき機能に照らし、許されることではない。

最高裁判例においても、平穏に日常生活を送る利益、内心の静穏な感情、焦燥・不安を抱かされない利益、氏名の呼称や著作物内容の伝達利益や景観利益などの主観的利益など、精神面での人格的利益を法的保護利益として認める一群の判例がある。これらの権利・利益の侵害が違法なものとして損害賠償の対象となるかどうかの判断に際しては、最高裁も、当該事案における侵害行為の態様・程度、被侵害利益の性質・内容等、諸般の事情を考慮し、あるいは受忍限度論による、いわゆる相関関係的判断をしていることが明らかである。

被告は、「原告らが『人格権』の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない」と主張する。

では、具体的に、どこまで状況が切迫した段階で「漠然とした不安感」が「具体的権利性の認められる不安感」に転ずるといえるのであろうか。

新安保法制法が施行されている現在、原告らの不安感は十分に現実味のある不安感であり、既に平穏な生活利益が侵害されているのである。原告らのうち誰かが犠牲になるまで待つなどということが許されるはずがない。原告らは、新安保法制法施行後の現在および近い将来の危険性について、専門家証人により立証を企図したが、裁判所は証人申請を却下した。裁判所としてはあくまでも純粋に訴訟法的な観点から人証による事実の立証の必要性はないと判断しただけと思慮するが、証人の供述を踏まえなくとも裁判所が判断できるというのであれば、裁判所には、現在および将来の

危険性を緻密かつ的確に判断することが求められている。

本件において原告らは、新安保法制法の制定による法的体制の変容、そこでの自衛隊による武力の行使の機会及び危険の大幅な拡大、自衛隊・米軍の存在・活動を含む客観的な国際情勢・軍事情勢の下で、それぞれの戦争体験その他の経験や各人が置かれた社会的立場等に応じて、日本が戦争やテロに関与し巻き込まれていく危険、その場合に自分自身に生ずる生命・身体、日常生活、精神面での被害やその危険を実感している。

それらは、単なる原告らの思い込みや、思想・信条・信念等によるものではなく、また、原告らの主義主張が国会で通らずに新安保法制法が成立したことに対する憤怒の情、不快感、焦燥感等でもない。原告らの被害は、上記のような客観的な環境の変動によって裏付けられている危険・危惧・脅威・不安等であり、それは具体的・個別的な人格的権利・利益に対する侵害にほかならない。これらの人格的利益は、被告の主張するように、何の根拠も基準もなく、法的に保護される権利ないし利益ではないとして切り捨てられるようなものでは決してない。

3 本件における裁判所の職責

安全保障政策に関する国民の意思は多様である。その国民意思を統合して統一的な国家意思形成を行うことが国会には期待されており、具体的な安全保障政策の実現や外交交渉の内容などは政治部門の判断に委ねられているといえる。そうだとすると、その際に内閣、国会が最低限遵守しなければならない大きな枠組みは憲法によって規定されている。そうした憲法による統制が立憲主義である。政策の当不当の判断ではなく、こうした大きな枠組みを逸脱する立法か否かの判断は、司法において可能であり、むしろこれこそが司法に期待されている本来的な役割である。本件訴訟は、新安保法制法の安全保障政策上の当否の判断を裁判所に求めているのではない。あくまでも、新安保法制法が、憲法が許容している枠組みを逸脱しているか否かの判断を求めているのである。

そして、国賠法上の違法性の判断ないし原告らの損害の有無の判断に先行して憲法判断をすることは、問題がないどころか必要な場合があることを、平成17年在外邦人選挙権制限違憲判決、平成27年夫婦同姓規定合憲判決、平成27年再婚禁止期間違憲判決などで最高裁も認めている。

なお、統治行為論という内容自体が不明確であり、かつ法の支配を初めとする憲法の諸原則に抵触する理論に依存して、裁判所が政治的な問題であることを理由に司法判断を回避することにはもはや、なんらの合理的根拠、正当性があるとはいえないことは明らかである。

また、憲法判断回避の準則については、この準則が生まれたアメリカの歴史を踏まえても、また憲法保障機能を期待されている今日の裁判所の役割を踏まえても、日本の裁判所が所与の前提として受け入れなければならない理由がないことは明らかである。

そして、近時の学説における批判を踏まえると、裁判所には、憲法判断を避けることが許されない場合があるというに留まらず、憲法判断に踏み込まなければならない場合があることも明らかになった。そして、本件訴訟がそのような場合であることを原告らは主張している。仮に裁判所が憲法判断を避けるのであれば、相当に説得力のある論証が必要になるのであり、単に、警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（昭和27年10月8日）を取り上げ、日本の違憲審査制は付随的違憲審査制だからというような、まるで理由にならない言葉を並べることによって憲法判断を回避することは決して許されることではない。

アメリカ、フランス、ドイツにおける各違憲審査制を外観してみると、違憲審査権の行使をあえて躊躇することをせず、それは民主主義とも整合するものであり、人権保障と憲法保障に積極的であるがゆえに国民からの信頼を得ていることがわかる。そして、それぞれの国の歴史を踏まえて、立憲民主主義国家、法の支配・法治主義という憲法原理を維持するべく重要な役割を果たしているといえる。どの国も過去において暗い歴史を持つ。そして、司法もそれと無縁ではなかった。だが、今日においてはそうした過去を克服し、政治部門から独立した裁判所としてあるべき姿を確立し、権力分立が実質的に機能するようにその職責を果たしている。

それはけっして政治部門への追従などではなく、政治的問題という言い訳による司法の役割放棄でもなく、まさに政治部門に対して人権保障と憲法保障の観点から高く聳え立っているのである。これらの近代立憲主義諸国と価値観を共有する日本の裁判所だけが、ひとり政治部門に追従し、実質的な独立性を失い、国民からの信頼を失ってよいわけがない。

日本においても、大日本帝国憲法の下での裁判所は、司法省の監督下にあり真の独立はなく違憲審査権も認

められていなかった。このように民事刑事裁判に限定された役割しか認められなかった戦前とは異なり、日本国憲法の下では司法権の独立が認められ違憲審査権が規定されているのである。その裁判所が、戦前レベルの判断しかできない国家機関であってよいはずがない。原告らの主張に真正面から真摯に応え、法の支配の担い手たる国家機関が日本にも存在することを内外に示すべきである。

いうまでもなく、戦争は最大かつ最悪の人権侵害である。国家が戦争に近づくことを阻止することは、最大の人権侵害を未然に防ぐことを意味する。だからこそ、人権保障のためには、憲法9条や前文の平和主義が要請する平和国家としての憲法秩序の維持が必要なのであり、この憲法秩序を保障するために、裁判所が「憲法保障機関」としての役割を果たすことが要請されているのである。

このまま新安保法制法による違憲の既成事実が積み重ねられ、将来、日本人が人を殺傷し、殺傷される事態が生じたとき、新安保法制法を成立させた安倍内閣、そして国会とともに裁判所も共同で責任を負うことになる。そうならないよう人権保障の役割を遂行するためには、「憲法保障」のための裁判所としての役割を果たすことも求められているのである。

これまで憲法秩序は、内閣法制局による事前審査によって相当程度確保されてきた。しかし、内閣法制局長官があたかも首相の配下となり、その意思を忖度し、その意思に追従するだけの機関に墮してしまった「今はなき」内閣法制局にこれまでのような憲法擁護のための内的批判者としての役割を期待できない。日本がこうした事態に陥ってしまっている以上、政治部門の外にある裁判所が、内閣の意向を忖度したりすることなく、立憲主義の擁護者としてその役割を積極的に果たす以外に、日本における立憲主義を維持貫徹する方途はないのである。

特定秘密保護法、新安保法制法、組織的犯罪処罰法など十分な議論と検討が必要な法律が、数の力によって押し切られるように成立してしまった。昨今の官僚、政治家の不祥事、不適切な発言、公文書の廃棄、隠蔽、改ざんをあげるまでもなく、議会制民主主義の根幹が揺らいでいる。これまでにないほどに立憲主義、平和主義、民主主義といった憲法価値が危機に直面しているのではないか。こうした時だからこそ、果たさなければならない司法の役割、裁判官の使命があるはずである。

本件は、裁判所からみて憲法判断を避けて、政治部

門の判断を迫認してしまってよいような事件なのである
うか。裁判所にとってその程度のものなのであるうか。

今日のような憲法の危機に際して、裁判所がその役割
を果たさずして、日本に未来はあるのであるうか。政治
的な問題だから司法は口を差し挟まないという態度が、
国の方向を誤らせるのではないか。後世から見れば、あ
の 때가重要な分岐点だったと言われる時に今私達はいる
のではないか。

去る6月13日に前橋地裁における安保法制違憲訴訟
の証人として、宮崎礼壹元内閣法制局長官が、集团的自
衛権の行使は違憲だというのは、この国の憲法実践、国
家実践であったと毅然と証言された。まさに国家権力の
中枢で憲法価値を堅持してきた法務官僚としての誇りが
感じられる証言であった。当裁判所の裁判官にも法律家
としての誇り・プライドを見せてほしいと思う。

4 最後に

裁判官は特別な権限と地位を与えられた職業である。
「憲法の番人」「人権保障の最後の砦」といわれる任務を
担っている。憲法76条3項は「すべて裁判官は、その
良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律
にのみ拘束される。」と規定する。裁判官としての良心
に基づく自らの意思で憲法をよみがえらせることができ
るし、目の前で苦しんでいる原告に希望の光を与えるこ
ともできる。これは裁判官にしかできないことである。
そして、裁判官には何も畏れるものがない。仮にあると
したら自らの良心だけである。従うべきものも自らの良
心と憲法だけである。

本件訴訟の原告らおよび代理人も、つい裁判所に「勇
気と英断」を求めてしまう。しかし、「勇气と英断」が
なければ、憲法に従った判断はできないと決めてかかる
のは、裁判所に対して礼を失することになる。裁判官
が自己の良心に従って法律のプロフェッショナルとし
て、憲法と法律に則って淡々と職責を果たすのはむしろ
当然のことである。原告らと代理人は、裁判所に良心を
もって本件訴訟の事案の本質を洞察し、司法に負託され
た当然の職責を果たしてもらいたいと期待するだけであ
る。司法に課せられた憲法保障機能と人権保障機能を全
うし、法の支配の実効性を高め、立憲主義の崩壊を防ぐ
ため、政治部門に対して強く気高く聳え立ってほしい。
このことを弁論を終えるに際して改めて切に願う。

終章 日本はどこへ行くのか

弁護士 杉浦ひとみ

2014年7月1日の安保法制についての閣議決定
から5年、「平和国家」日本は大きく変わりました。

1 内閣法制局長官の恣意的人事

この歴史の変節は、政権が集团的自衛権行使容
認への道程の第一歩として、内閣法制局長官の人事に
手を付けたことに始まりました。2013年8月8日、
安倍内閣は、山本庸幸^{つねゆき}内閣法制局長官を退任させ、集
团的自衛権容認論者である小松一郎氏を、従来の慣例
を覆して外部から長官に任命しました。

内閣法制局は、内閣における「法の番人」として権
威を持ち、憲法の解釈、とりわけ戦後70年にわたり
絶えず論争となった憲法9条について政府の解釈を確
定する大きな役割を果たしてきました。

内閣法制局の憲法解釈があることで、事後の司法判
断をまつことなく法の意味を確定し、これを尊重する
事実上の力を持ってきました。ところが、安倍首相の
この小松長官人事は、政治家による恣意的な法解釈が
統制されない構造になったことを意味し、内閣法制局
の権威は地に堕ちました。このあと、国民は行政府の
憲法解釈・法律解釈を信頼し、尊重することができな
くってしまったのです。これまで国を支えてきた内
閣法制局の存在価値を大きく棄損してしまいました。

2 安保法制懇報告を受けた安倍首相の記者会見

翌2014年5月15日、首相の私的諮問機関であ
る、いわゆる「安保法制懇」が、「必要最小限度の自
衛のための措置」として、集团的自衛権の行使も認め
られるべきとの報告書を提出したのを受け、安倍首相
は記者会見を行い、この報告の趣旨を政府の「基本的
方向性」とする旨発表しました。子どもを抱いた母親
が紛争地域から退避するために乗船する公海上の米軍
艦船を描いたパネルを掲げ、安倍首相が熱弁を振るっ
たのはこのときです。しかし、このような事態が起こ
りえないことは間もなく明らかになりました。

3 新ガイドライン締結と安倍首相の米議会演説

他方国外では、2015年4月27日、日米安全保
障協議委員会で新安保法制法を先取りして新ガイドラ
インに合意し、その2日後、安倍首相は米議会上下院
合同会議において、新安保法制法が法案として国会に
提出もされていないうちに、アメリカに対して、「夏

までに法案を成立させる」と、公の場で公言してしまいました。国内の全ての手続を完全に無視した、国外でのフライングでした。

4 最高裁砂川判決による集団的自衛権の正当化

新安保法制法案審議中の2015年6月4日衆議院憲法審査会において与野党推薦の参考人の3人の憲法学者が全員、集団的自衛権の行使容認は憲法違反であると述べたことは国民に大きな衝撃を与え、議論の正常化が期待されました。

ところが、ここで政府が持ち出したのが、「砂川事件判決は集団的自衛権も認めている」という詭弁でした。砂川判決が集団的自衛権について何も触れておらず、判断していないのは、法律家にとって当たり前のことであったはずです。

5 参議院安保法制委員会での暴力的な強行採決

国会においては、参議院の安保法制委員会で、同年9月17日、委員長不信任案が否決され、委員長が席に戻るや、他の委員会の与党議員がなだれ込んで委員長を取り囲み、「人間カマクラ」を作って防護し、強行採決をさせまいとする野党議員を暴力で跳ね返した光景は、今なお、ありありと浮かぶのではないのでしょうか。速記には「議場騒然、聴取不能」と記録されるような状況の中で、「採決」が行われました。さらには何ら報告もされていない横浜地方公聴会の速記録も議事録には添付されていません。どれほどの議会軽視、民主主義軽視でこの重要な法案が扱われたのか。これを正規に成立した法律と考えていいのでしょうか。

6 新安保法制法成立後の歯止めを失った日本

成立したとされる新安保法制法の最初の任務は南スーダンでの「駆け付け警護」でしたが、現地では、戦闘が繰り返されており、自衛隊員はまさに戦闘の危険にさらされ、自他の殺傷に及ぶ状況にさらされるものでした。

2015年5月14日、新安保法制法案が閣議決定された記者会見で、安倍首相は「戦争法案などといった無責任なレッテル貼りは全くの誤りです。あくまで日本人の命と平和な暮らしを守るため、切れ目のない備えを行うのが今回の法案です。自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、今後とも決してない。そのことも明確にしておきたいと思います。」と断言したことは、一体何だったのでしょうか。

任務の第2弾は、米朝の対立関係の中での武器等防護の実施でした。しかし、

防護の必要性などという事実判断は実際のところ「要請国の言いなりにならざる

をえない」（宮崎証言）危ういものである一方、この武器等防護の実施に対し、

北朝鮮は、「日本が真っ先に放射能の雲で覆われる」などと反応したのです。

また、新法制のもと、自衛隊は、危険性の高い任務、行動、権限を拡大し、そ

れに対応できる編成、装備等を拡充し、かつ、攻撃的な機能を具備していること

は、すでに2章で述べたとおりです。

新安保法制法により憲法9条の歯止めも失った日本は、米中の大きな対立だけ

でなく様々な国と紛争を抱える米国との同盟関係の中で、どんな危険な立場に置

かれることになるのか。私たちは今、立ち止まって冷静に見極めなければならな

いところに来ているのです。

この国で生活する原告らにとってみれば、この国の危機的状態から逃れる術はなく、降りかかる危機は、自衛官らの問題だけでなく、加害も被害もこの国全体に及び、原告らはそれを身をもって引き受けざるを得ないのです。

7 宮崎礼壹元内閣法制局長官の証言～国を変える歴史の岐路に立つ司法の役割

さる6月13日、前橋地裁での安保法制違憲訴訟の証人尋問において、2006年9月から2010年1月の退官まで内閣法制局長官を勤めた宮崎氏は、その経験をもとに、1972年（昭和47年）10月14日政府から参議院決算委員会に提出された「集団的自衛権と憲法との関係について」という書面の作成経過を説明しました。政府は昭和47年見解以前からも一貫して憲法9条の下で集団的自衛権の行使は許されないとの解釈をとり、国会の中で繰り返し答弁され、積み重ねられてきたものであり、それを改めようとするのであれば憲法改正の手続を踏むべきだと明らかにしたのです。そして、「集団的自衛権の行使は違憲だというのは、単にある解釈というにとどまるものではなく、国会もそれにしたがって予算を承認し、法律を成立させてきた、政府も国会も一緒になって、日本として、憲法9条の下では集団的自衛権の行使はできないという道を実践してきた。憲法実践、国家実践として集団

的自衛権の否定ということをしてきた」と語りました。

この国は戦後70年間、日本国憲法の下、自らの国の歴史、国の姿を作ってきたのです。集団的自衛権を巡る都度の議論と政府の回答は、単に回答が何回も出されたということにとどまらず、その論争・回答の積重ねによって国の方向性が明示され、これらを通じてこの国の人々は、「戦争に子どもをやらなくてもいいという安心」や「人殺しをしない国に所属すること」などの意識を形成し、それが日本社会の土壌を形成し、さらには世界からの信頼を獲得したのです。そういった目に見えないものが地層のように積み重なってこの国の歴史を作ってきたのです。この政権の独自の考えで、これまで作ってきたこの国の歴史を、正規の手続を経ることもなく勝手に作り変えることは許されないことであり、裁判所がそれを見過ごしたり、あるいは積極的に追認することは、憲法への違背であるだけでなく、歴史に対する冒瀆です。

今日の状態を招いている行政と国会に対し、司法としての責任と権限において、これを改めさせるべく毅然とした判断を示されることを、期待してやみません。

安保法制は 憲法違反

国家賠償請求事件における最終準備書面

安保法制違憲訴訟の会 ◆編

日本評論社

定価 (本体価格 2200 円)